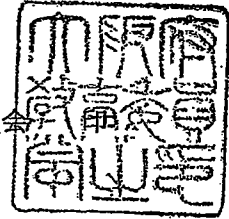


弁 明 書

教 高 第 3969 号
令 和 4 年 2 月 18 日

審査庁
大阪府教育委員会 様

処分庁
大阪府教育委員会



審査請求人 [REDACTED] (以下「審査請求人」という。)が、令和3年11月18日付けで提起した大阪府情報公開条例(平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。)第13条第2項の規定に基づく行政文書の公開請求拒否決定処分に係る審査請求について、次のとおり弁明する。

処分の内容及び理由

第1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

第2 本件の経過

- 1 令和3年11月18日、審査請求人は、大阪府教育委員会(以下「実施機関」という。)に対し、条例第6条の規定により、「[REDACTED]」の資料全てについて情報公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- 2 同年12月1日、実施機関は条例第13条第2項の規定により、行政文書の公開請求拒否決定を行い、理由を付して、審査請求人に通知した。
- 3 同月22日、審査請求人は本件決定を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条に基づき、実施機関に対し本件審査請求を行った。

第3 弁明の理由

1 条例第9条第1号について

ア 条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、第5条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない旨規定している。本号は、このような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めている。

イ 本号は「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。))であって、特定の個人が識別され得るもの(以下「個人識別情報」という。)のうち、一般に他人に知られたいくないと望むことが正当であると認められるもの」とあり、該当する情報が記録されている行政文書については公開してはならないと定めている。

ウ 本号の「特定の個人が識別され得るもの」には、特定の個人が当該行政文書の情報(氏名、住所等)から直接識別できる情報だけでなく、当該情報からは直接特定個人が識別できなくとも、他の情報と結びつけることにより、間接的に特定の個人が識別され得る

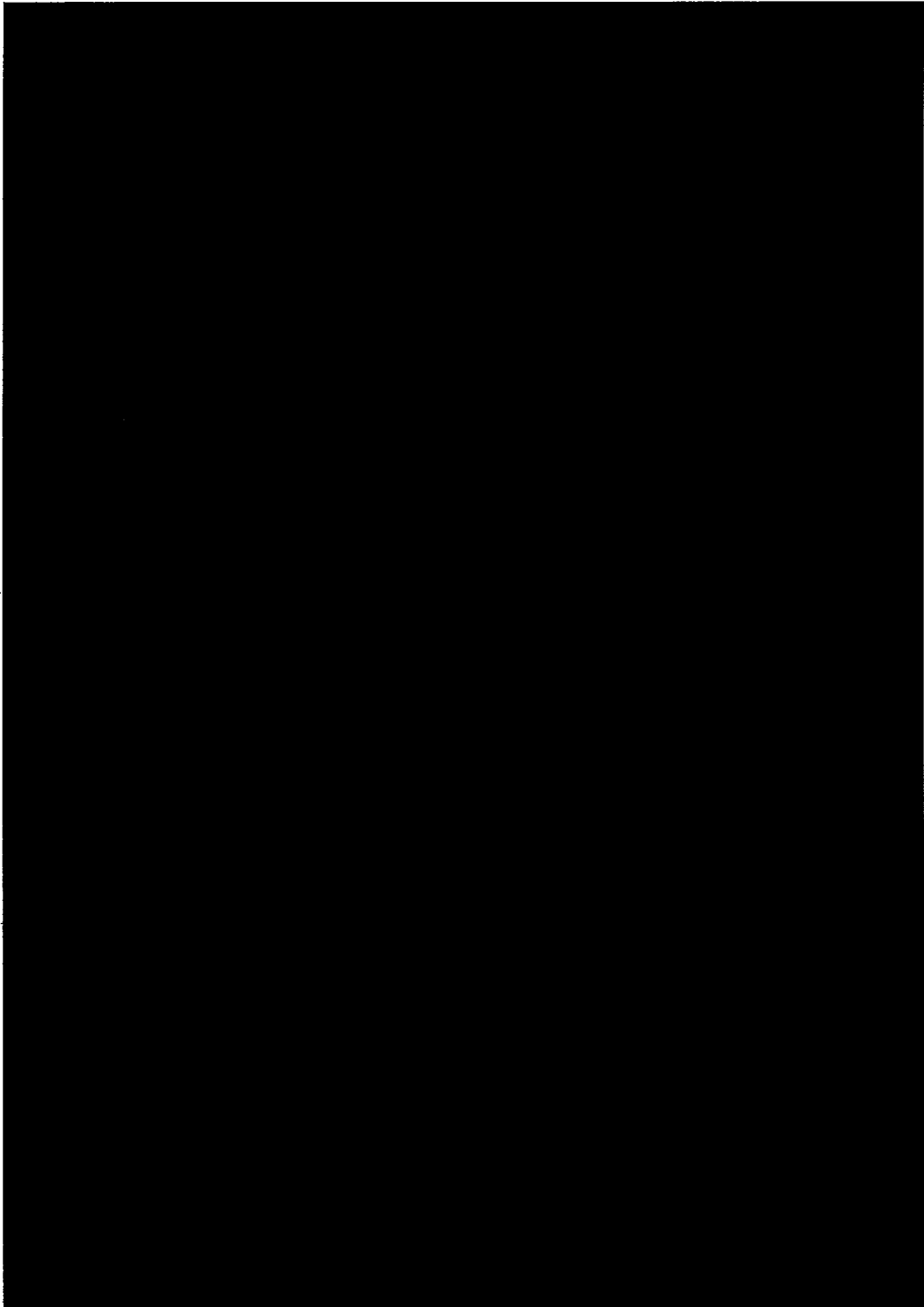
ものを含むと解される。

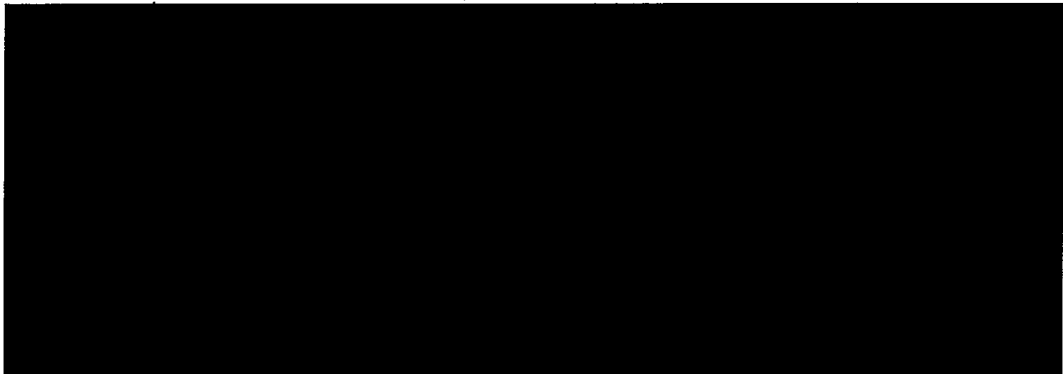
エ 本号の「一般に他人に知られたくないと望むことが正当と認められるもの」とは、一般的に社会通念上、他人に知られることを望まないものをいうと解される。

2 条例第 12 条について

本条は、公開請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで第 8 条及び第 9 条に規定する適用除外事項によって保護される利益が害されることとなる場合には、例外的に公開請求に係る行政文書の存否自体を明らかにしないで公開請求を拒否することができる「存否応答拒否」について定めている。

3 本件における処分庁の判断





第4 結論

以上のとおり、本件処分は、条例に基づき適正に行われたものであり、違法、不当な点はなく適法かつ妥当なものである。